

議案第 78 号

議決第 号

## 始良市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例の件

始良市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

始良市長 湯元 敏浩

## 始良市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

始良市過疎地域自立促進基金条例（平成23年始良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市過疎地域持続的発展基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市における過疎地域持続的発展特別事業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第2項の規定により定める始良市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業をいう。）を継続的かつ安定的に実施するため、始良市過疎地域持続的発展基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の始良市過疎地域持続的発展基金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の始良市過疎地域自立促進基金条例により令和3年3月31日までに積み立てられた基金は、改正後の条例による基金とみなす。